

鳥取縣公報

條例

公告

◇鳥取縣條例第二十三号

鳥取縣職員定数條例中改正條例

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣職員定数條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定数條例中改正條例

第二條第一号中吏員「一、四三九人」を「一、四五七人」に、その他の職員「一、一八七人」を「一、二〇〇人」に、計「二、六二六人」を「二、六五七人」に改める。

附則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年五月一日から適用する。

◇資格審査結果公告第五十九号

(自昭和二十五年四月一日
至同 年四月三十日)

昭和二十五年五月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に關する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に關する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、

本書ノオハシハ國定規格A五判

昭和二十五年五月二日 火曜日
号 外

国英村 楮原 茂 西尾 国藏

今回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。
何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 三名

非該当決定者 三名

審査を受けた公職及びその氏名

(イ) 昂任又は任命予定者

○市町村普通公職者

鳥取市 菅 千里

(ロ) 公選による公職の候補者

○村会議員立候補者

昭和二十五年五月二日印刷
昭和二十五年五月二日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発行所

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市